

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十九（略）</p> <p>第四節の三十 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十二）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十九（略）</p> <p>第四節の三十一 二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備</p> <p>（二三GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）</p> <p>第四十九条の三十二 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>一 通信方式は、単向通信方式、複信方式又は同報通信方式であること。</p> <p>二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。</p> <p>三 通信方式が単向通信方式又は複信方式である場合の送信空中線は、直径一〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十九（略）</p> <p>第五節～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>第一節～第四節の二十九（略）</p>

指向特性を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五節（第八節）（略）

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

第五十八条の二の三（第五十八条の二の十）（略）

（二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備）

第五十八条の二の十一 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式、複信方式又は同報通信方式であること。
- 二 変調方式は、振幅変調、周波数変調、四相位相偏移変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又は六四値直交振幅変調及びこれと同等以上の性能を有するものであること。

三 通信方式が単向通信方式又は複信方式である場合の送信空中線は、直径三〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は指向特性を有すること。

四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。

第五十八条の二の十二（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第62（略）

第63 23GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は23GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず

第五節（第八節）（略）

第九節 五四MHz以上の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備

第五十八条の二の三（第五十八条の二の十）（略）

（二三GHz帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備）

第五十八条の二の十一 二三・二GHzを超え二三・六GHz以下の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備は、次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式、複信方式又は同報通信方式であること。
- 二 変調方式は、振幅変調方式、周波数変調方式、四相位相偏移変調方式又は一六値直交振幅変調方式であること。

三 変調方式が四相位相偏移変調方式又は一六値直交振幅変調方式である場合の変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、毎秒五〇メガビット以下であること。

四 通信方式が単向通信方式又は複信方式である場合の送信空中線は、直径三〇センチメートルのパラボラアンテナと同等以上の利得又は指向特性を有すること。

第五十八条の二の十二（略）

別表第二号（第6条関係）

第1～第62（略）

<p>ず、総務大臣が別に告示で定める値とする。</p> <p>別表第三号（第7条関係）</p> <p>1～53 （略）</p> <p>54 23GHz 帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備又は 23GHz 帯の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</p> <p>55 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から 54 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p> <p>別表第四号～別表第六号 （略）</p>	<p>別表第三号（第7条関係）</p> <p>1～53 （略）</p> <p>54 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1から 53 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。</p> <p>別表第四号～別表第六号 （略）</p>
---	---

○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（略）

第一章 総則

（略）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

（略）

六十四 設備規則第四十九条の二十二の二第二項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通シテムの陸上移動局に使用するための無線設備

六十五 設備規則第四十九条の三十二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

六十六 設備規則第五十八条の二の十一においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

（略）

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号の二、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

（略）

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

（略）

(3) 特性試験

（略）

第一章 総則

（略）

（特定無線設備等）

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

（同上）

六十四 設備規則第四十九条の二十二の二第二項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている七〇〇MHz帯高度道路交通シテムの陸上移動局に使用するための無線設備

（同上）

2 法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、前項第七号、第十号の二、第十一号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の八の二、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九、第十一号の二十一、第十一号の二十三、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第二十一号、第二十一号の二、第二十一号の三、第二十二号、第五十一号、第五十二号、第五十四号及び第五十六号に掲げる特定無線設備とする。

（同上）

別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

（同上）

(3) 特性試験

置 装 信 送						一 置 装		
周波数						二 試験項目		
占有周波数帯幅						三 測定器等		
周波数計又はスペクトル分析器						四 特定無線設備の種別		
擬似音声発生器又は擬似信号発生器						(略)		
バンドメータ又はスペクトル分析器						第二条第一項第六十四号の無線設備		
低周波発振器						第二条第一項第六十号の無線設備		
スプリアス電力計又は不要発射の強度						第二条第一項第六十号の無線設備		
空中線電力						第二条第一項第六十号の無線設備		
電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器						第二条第一項第六十号の無線設備		
比吸収率						第二条第一項第六十号の無線設備		
周波数偏移又は周波数偏位又は変調度計						第二条第一項第六十号の無線設備		
直線検波器又は変調度計						第二条第一項第六十号の無線設備		
(略)						(略)		
(略)						(略)		
(略)						(略)		

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

置 装 信 送						一 置 装		
周波数						二 試験項目		
占有周波数帯幅						三 測定器等		
周波数計又はスペクトル分析器						四 特定無線設備の種別		
擬似音声発生器又は擬似信号発生器						(同上)		
バンドメータ又はスペクトル分析器						第二条第一項第六十四号の無線設備		
低周波発振器						第二条第一項第六十号の無線設備		
スプリアス電力計又は不要発射の強度						第二条第一項第六十号の無線設備		
空中線電力						第二条第一項第六十号の無線設備		
電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器						第二条第一項第六十号の無線設備		
比吸収率						第二条第一項第六十号の無線設備		
周波数偏移又は周波数偏位又は変調度計						第二条第一項第六十号の無線設備		
直線検波器又は変調度計						第二条第一項第六十号の無線設備		
(同上)						(同上)		
(同上)						(同上)		
(同上)						(同上)		

申込設備について、次に従って試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従って試験を行う。

置 装 信 受												
通過帯域幅	感 度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力	間及び送信立ち上がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	特性	度
標準信号発生器 レベル計	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計 直線検波器	電力計 低周波発振器	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		○	○									

置 装 信 受												
通過帯域幅	感 度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力	間及び送信立ち上がり時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	特性	度
標準信号発生器	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 オシロスコープ	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	電力測定用受信機又はスペクトル分析器	低周波発振器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	歪率雑音計 直線検波器	電力計 低周波発振器	低周波発振器	直線検波器	低周波発振器
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
		○	○									

減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			
スプリアス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)			
隣接チャンネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ	(略)			
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(略)			
局部発振器の周波数 変動	周波数計	(略)			
ダイエンファシス特 性	低周波発振器 直線検波器	(略)			
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明
機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特

減衰量	周波数計 レベル計 標準信号発生器	(同上)			
スプリアス・レスポ ンス	標準信号発生器 レベル計 レベル計 レベル計	(同上)			
隣接チャンネル選択 度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロ スコープ	(同上)			
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(同上)			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑 音計	(同上)			
局部発振器の周波 数変動	周波数計	(同上)			
ダイエンファシス 特性	低周波発振器 直線検波器	(同上)			
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(同上)			

(同上)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(同上)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明
機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は

特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第64号に掲げる無線設備	XT
第2条第1項第65号に掲げる無線設備	FS
第2条第1項第66号に掲げる無線設備	ES
(略)	

特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(同左)	(同左)
第2条第1項第64号に掲げる無線設備	XT
(同左)	